

租税制度のことも考慮されているとのことでもあります。

ついては、標記の問題に関し、日本学術会議は、従来深い関心をはらつてきていますので、同分科会において速やかに租税制度の問題をとりあげ有効適切な制度が設けられるよう御審議願いたく、命によりお伝えします。

おつて、当会議としては、特に下記の点の御検討をお願いしたいので申し添えます。

記

適当な基準によつて認定された研究機関および研究助成団体に対する研究のための金品の寄付に当り、寄付者が個人の場合にはその寄付金額を寄付者の所得額より控除し、法人の場合には損金計算としりるよう税制上の措置をとること。

4-54

庶発第778号 昭和34年9月28日

原子力委員会委員長 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長代理 和 達 清 夫

原子力開発に関する資料について（要望）

日本学術会議は、わが国に設置されようとしている「コールドーホール改良型原子炉」の安全性について深い関心をもち、原子力特別委員会を中心に関係委員会の間で検討を続けております。

しかるに、この原子炉に関する資料は、商業秘密として公開できない部分があるためとは存じますが、極めて限られたものしか入手できず、十分な審議を行い得ない実情にあります。

原子炉の安全性のような重要な問題については、学界においても十分な検討を行うことが極めて必要であると考えます。

つきましては、本会議がこれに関する十分な資料を入手できますよう貴委員会が適切な処置をとられるよう希望します。

4-55

昭和34年10月19日

原子力局長あて

事務局 局長 名

原子炉の安全性について（要望）

本会議の原子力特別委員会は、さる8月22日に「コールドーホール改良型原子炉の安全性に関する討論会」を開催し、標記のことについて論議をいたしました。その結果、同特別委員会としては下記の事項がもつとも重要であると考えるので、このことについて原子力委員会の御配慮を得たい希望を有しておりますから、よろしくお取計らい下さるようここにお知らせいたします。

記

原子炉ないし原子力発電所の安全性の審査に際しては、その判断のよりどころとして、緊急事故特に公衆障害を生じるとみなすべき放射線照射線量の限界値、公衆災害予防を目的とする安全装置を計画する上での基本的態度、また広くいつて安全性の評価すなわち事故、災害の解析を行うに当つての

基本的態度等が、わが国の実情にそつてまず確立されていなければならない。

具体的問題の裁断を迫られている今日の段階において、これらの事項について原子力委員会の統一された見解ないし基準が明示されていない事態はできるだけ速やかに改善する必要がある。

4-56

庶務第830号 昭和34年11月2日

科学技術庁長官 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

アジア諸国との学術交流を促進することについて（勧告）

標記のことについては本会議第29回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

最近アジア諸国との文化交流が重点施策として政府によつてとりあげられているのは喜ぶべきことである。

この施策が十分な成果を発揮できるためには、まず、わが国の現状がこれら諸国に正しく理解されることが必要であることはもちろん、これら諸国の文化全般について深い学術的検討が行なわれなければならない。

かねてより、日本学術会議は、これら諸国との学術交流が相互の文化・産業の発達に多大の成果をもたらすことを信じ、学術訪問団の派遣計画を進めてきているが、さらにこの方面に関し、一層の努力を払う必要があることを痛感する。

よつて、一方においてこのような具体的な計画の実現を強力に推進することについて、十分配慮するとともに、他方、アジア諸国との学術交流の実施にあたり、国内の体制を調整して関係諸機関、諸団体間の連絡協力を有効に実施する組織を作るよう、本会議の意見を徹して適切な措置を講ぜられたい。

4-57

庶務第838号 昭和34年11月5日

文部大臣 松 田 竹千代 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公立大学の研究助成補助について（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、第27回総会の議決に基づき、昭和33年10月29日付庶務第707号をもつて「研究機関としての公立大学の研究の重要性にかんがみ、これに対して国が経済的補助を与えることを至当と認める。よつて政府は緊急にその実現の手段を講ぜられたい。」と勧告した。しかるに、その後われわれの要請が全く実現しないのは遺憾である。

政府は本会議の勧告を速かに実現されたい。